

株式会社 古田設備工業

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する

1. 計画期間 令和8年1月1日 ～ 令和9年12月31日

2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、計画期間内に育児休業取得のできる該当社員がいる場合に取得してもらう

(次世代法)

<実施時期・取組内容>

- 令和8年1月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進するため、育児休業制度に関する資料を周知する
- 令和8年4月～ 定期的な社員の意識ヒアリング（職場環境等に関すること）の実施と改善策の実行を進める

目標2：管理職に占める女性労働者の割合について10%以上を目指す（女性活躍推進法）

<実施時期・取組内容>

- 令和8年1月～ 女性や新卒、若手でも誰でも活躍できる自社の魅力について、自社HPやSNSで継続して情報発信する
- 令和8年4月～ 社員に対して、将来の管理職に対する意向等の面談を計画して今後のキャリアプランについてヒアリングをする

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間平均10日以上とする

(次世代法・女性活躍推進法 共通)

<実施時期・取組内容>

- 令和8年1月～ 前年の1人当たりの有給休暇取得日数を把握して、今後の取得状況の改善に向けた意見やニーズ等について状況を確認する
- 令和8年4月～ 有給休暇取得促進のため、社員のヒアリングを実施して、取得状況の改善策の実行を進める